

問 19

帳簿及び営業に関する図書の保存とは

建設業者は、**営業所ごとに**、その営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該**帳簿及びその営業に関する図書を保存しなければならない**こととされています。（建設業法 第40条の3参照）

帳簿

保存期間は5年間

※発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事に関するものについては**10年間**保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき内容

1 営業所の代表者の氏名及びその就任日

2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項

- (1) 請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 注文者との契約日
- (3) 注文者の商号、住所、許可番号
- (4) 注文者による完成を確認するための検査が完了した年月日
- (5) 当該建設工事の目的物の引渡しをした年月日

3 下請契約に関する事項

- (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
- (2) 下請負人との契約日
- (3) 下請負人の商号、住所、許可番号
- (4) 建設工事の完成を確認するための検査を完了した年月日
- (5) 当該建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

《 注意① 》

特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となつて一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ② 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③ 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④ 遅延利息の額・支払日（下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払に係るもの）

《 注意② 》

発注者（宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者を除く。）と住宅を新築する建設工事の請負契約を締結した場合には、以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 当該住宅の床面積
- ② 当該住宅の請負契約が、発注者と二以上の建設業者との間で締結された場合は、建設瑕疵負担割合
- ③ 当該住宅について、保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、保険法人の名称

帳簿の添付書類

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。（工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。）
 - (1) 当該工事に関し、実際に工事現場に置いた主任技術者又は監理技術者の氏名、有する主任技術者資格又は監理技術者資格
 - (2) 監理技術者補佐を置いたときは、その者の氏名、有する監理技術者補佐資格
 - (3) 主任技術者若しくは監理技術者又は監理技術者補佐以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - (4) 下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号、許可番号
 - (5) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - (6) 下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - (7) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

※書類の添付に代えて、スキャナで読み取って記録し、当該営業所で表示する方法でも可
(建設業法施行規則 第26条第7項参照)

営業に関する図書

保存期間は10年間

営業に関する図書として保存義務があるもの

◆対象業者は元請業者に限定

1 完成図

建設工事の目的物の完成時の状況を表した完成図を作成した場合又は発注者から提供された場合には、その完成図を保存しなければなりません。

2 発注者との打合せ記録

打合せ（方法（対面、電話等）の別は問わない）が工事内容に関するもので、かつ、記録を発注者との間で相互に交付した場合には、その記録を保存しなければなりません。

3 施工体系図

施工体系図を作成しなければならない作成建設業者は、重層化した下請構造の全体像が明らかとなる施工体系図を保存しなければなりません。